

# 指定管理者申請団体の審査等に関するガイドライン

## I 制定の趣旨

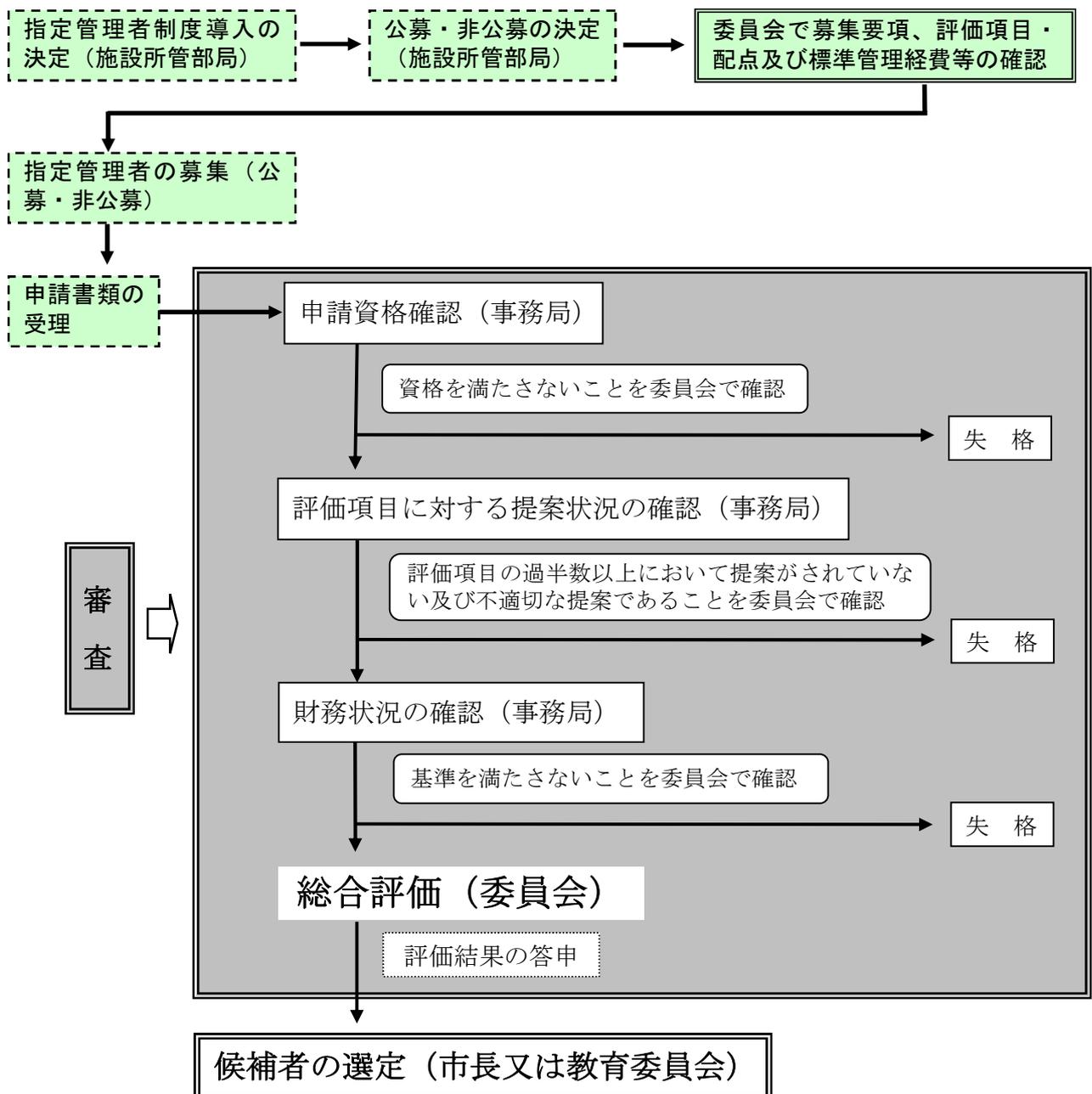
指定管理者申請団体の審査等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、安曇野市公の施設指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）が指定管理者申請団体の審査等にあたり、公平性、公正性及び透明性を確保するために必要な事項を定めるものである。

指定管理者申請団体の審査等に当たっては、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号。以下「指定手続条例」という。）第4条の規定に基づき総合評価方式を採用するものとし、具体的な審査方法等についてはガイドラインによるものとする。

なお、ガイドラインに定めのない事項については、委員会の会長がその都度委員会に諮って取扱いを決定するものとする。

## II 審査等の流れ

指定管理者募集手続き及び審査等の流れは次のとおりである。



### III 申請資格等の確認

総務課（以下「事務局」という。）において、申請団体から提出された指定申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）に基づき、申請資格要件及び募集要項等により提案を求めた項目（以下「評価項目」という。）に対する提案がされているか及び申請団体の財務状況が健全であるか等について確認を行う。

各要件を満たしていない申請団体は失格とし、委員会での総合評価の対象としない。

なお、失格の決定は委員会において行うものとし、失格となった申請団体に対しては、その理由を記した書面により通知する。

#### 1 資格等の審査

##### (1) 申請資格の確認

申請団体（申請団体が複数の団体からなる場合はその構成団体を含む。）は、以下に掲げる全ての事項に該当しないことが要件となる。

- ① 指定手続条例第 11 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は第 5 条第 1 項第 3 号の規定による選定若しくは指定を辞退した日から起算して 3 年を経過しない団体
- ② 地方自治法（以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消されたことがあるもの
- ③ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社（市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人を除く。）で、安曇野市の常勤の特別職（教育長を除く。）の職員、法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する市の委員会の委員（監査委員を含む。）若しくは市議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があったもの
- ⑤ 法人等の団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれているもの
  - (ア) 破産者で復権を得ない者
  - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (ウ) 安曇野市暴力団排除条例（平成 24 年安曇野市条例第 3 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等
- ⑥ 国税及び地方税を滞納しているもの

##### (2) 評価項目に対する提案状況の確認

指定手続条例第 4 条第 1 項各号において定められた指定管理者の選定基準に基づき、申請団体に提案を求める事項を細分化・具体化したものが評価項目となる。

事務局において、事業計画書等に評価項目に対する提案が一定以上記載されているかについて確認する。

事業計画書等において提案されていない、あるいは明らかに施設の設置目的を逸脱した記載等が全体の評価項目の過半数を占めている場合は失格とし、委員会での総合評価の対象としない。

## 〔指定手続条例（抜粋）〕

（指定管理者の選定等）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準により総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

選定基準

- (1) 公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
  - (2) 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
  - (3) 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
  - (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
  - (5) その他市長が別に定める基準
- 2 (略)

## 〔評価項目（抜粋）〕

評価項目

1 公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

- ①管理運営を行うにあたっての基本方針が、施設の設置目的に適合しているか。
  - ②指定管理者の指定を申請した理由に意欲や熱意、責任が感じられるか。
  - ③利用者等の要望把握と実現策が練られているか。
  - ④利用者の利用上におけるトラブルの未然防止と対処方法が十分検討されているか。
  - ⑤個人情報保護の対策は適正か。
  - ⑥情報公開を積極的に行う姿勢がみられるか。
- ※以降省略

### (3) 財務状況の確認

申請団体が法人の場合であって、直近の貸借対照表において「資本の部」がマイナスとなっている場合（債務超過）は失格とし、委員会の総合評価の対象としない。

## IV 提案価格及び管理実績の評価

### 1 提案価格の評価

#### (1) 指定管理料

申請団体の審査前に、施設所管部局が適当と考える指定管理料（以下「基準指定管理料」という。）及びその根拠等について委員会で確認する。

指定管理料の評価は、基準指定管理料と申請団体の提案額を比較して行うものとし、最も低い額を提案した申請団体に5点（上限）を与え、以下、基準指定管理料を下回る申請団体に対しては最も低い提案額との比例計算により得点を与える。

基準指定管理料を上回る額を提案した申請団体には得点を与えない。

申請団体が1団体のみの場合であっても、基準指定管理料を下回る額を提案した申請団体には5点を与える。

なお、申請団体の自発的な経費の積算を阻害するおそれがあるため、基準指定管理料の根拠等は公表しない。

## (2) 市への納付金

申請団体の審査前に、施設所管部局が適当と考える指定管理者からの市への納付金（以下「基準納付額」という。）及びその根拠等について委員会で確認する。

市への納付金の評価は、基準納付額と申請団体の提案額を比較して行うものとし、最も高い額を提案した申請団体に5点（上限）を与え、以下、基準納付額を上回る申請団体に対しては最も高い提案額との比例計算により得点を与える。

なお、基準納付額を下回る額を提案した申請団体には得点を与えない。

申請団体が1団体のみの場合であっても、基準指定管理料を上回る額を提案した申請団体には5点を与える。

申請団体の自発的な経費の積算を阻害するおそれがあるため、基準納付額の根拠等は公表しない。

評価項目（抜粋）	配点
3-1 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	
① 現在のサービス水準を確保しているものであり、且つ、さらに向上が図れるものであるか	10
② 管理経費の効率化について、実現性のある方法により創意工夫がなされているか	10
③ 収支計画は適正なものか	
ア) 過大な収入（利用者数増や他収入など）を見込むなど、無理又は無謀な収支計画となっていないか	5
イ) 事業計画実行のために必要な経費が全て計上されているか	10
ウ) 不当又は不適當に経費を抑えていないか	10
3-2 価格評価 ※最低又は最高価格を提案した者に5点。以下、比例計算により算出	5
配点計	50

## 2 類似施設の管理実績の評価

### (1) 公募施設

申請団体が指定管理者として管理している類似施設数（現に申請団体が指定管理者となっている市内施設を含む。）に応じ、次のとおり5点を上限として得点を与える。

5施設以上	4施設	3施設	2施設	1施設	実績なし
5点	4点	3点	2点	1点	0点

### (2) 非公募施設

申請団体が指定管理者として管理している類似施設数（市内施設を含む。）に応じ、次のとおり5点を上限として得点を与える。

ただし、現に指定管理者となっている団体を引続き当該施設の指定管理者として予定する場合にあっては、所管部局の判断により、当該施設の管理実績は評価対象項目としないことができる。

1施設以上	実績なし
5点	0点

## V 指定管理者候補者の選定

選定にあたっては、原則、申請団体からプレゼンテーションを受けたうえでヒアリングを実施するものとし、委員はその内容等も踏まえたうえで採点を行うものとする。採点等にあたっては、委員の個人名が特定されないよう配慮する。

審査の公平を期するために、プレゼンテーションにおいては申請団体による追加資料の配布等は原則認めない。

委員の採点終了後、事務局で結果を集計し、内容に誤りがないことを各委員が確認したうえで候補者を選定するものとする。

なお、審査を欠席した委員は、その審査結果に対して意見等を述べることができない。

### 1 公募施設

#### (1) プレゼンテーション等

申請団体のプレゼンテーション及びヒアリングに係る制限時間は次のとおりとする。

区 分	制限時間	摘 要
プレゼンテーション	20 分以内	委員会が必要と認めた場合は、時間を延長することができる。
ヒアリング（質疑応答）	30 分以内	

#### (2) 選定基準

申請団体が複数の場合は、採点した委員の平均得点が 180 点満点中 120 点以上であつて、最も高い得点を得た申請団体を指定管理者の候補者に選定する。

申請団体が 1 団体の場合は、採点した委員の平均得点が 120 点以上であれば指定管理者の候補者に選定する。

### 2 非公募施設

#### (1) プレゼンテーション等

申請団体のプレゼンテーション及びヒアリングに係る制限時間は次のとおりとする。

非公募施設の場合、委員会が認めた場合に限り申請団体のプレゼンテーション及びヒアリングの方法を変更し、又は省略することができる。

区 分	制限時間	摘 要
プレゼンテーション	10 分以内	委員会が必要と認めた場合は、時間を延長することができる。
ヒアリング（質疑応答）	20 分以内	

#### (2) 選定基準

公募施設に準じて行うものとし、採点した委員の平均得点が 150 点満点中、100 点以上であれば指定管理者の候補者に選定する。

## VI 複数の申請団体が同評価となった場合の取扱い

審査の結果、1位の者が複数あった場合は次により取扱うものとする。

### 〔取扱い方法〕

- 1 採点の集計結果に基づき、施設所管部局が設定した評価項目において配点比率が最も高い項目の得点を比較し、より高い得点を得ている申請団体を優位とする。
- 2 上記1で優劣が判定できない場合は、評価項目において各委員が付した最低点の数が少ない申請団体を優位とする。
- 3 上記の1、2によっても優劣が判定できない場合は、委員が協議して取扱いを決定する。

## 安曇野市指定管理者選定評価項目・配点表（公募施設）

[標準]

項 目	配 点
<b>1 公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであるか。</b>	<b>30</b>
①管理運営を行うにあたっての基本方針が、施設の設置目的に適合しているか。	5
②指定管理者の指定を申請した理由に意欲や熱意、責任が感じられるか。	5
③利用者等の要望把握と実現策が練られているか。	5
④利用者の利用上におけるトラブルの未然防止と対処方法が十分検討されているか。	5
⑤個人情報保護の対策は適正か。	5
⑥情報公開を積極的に行う姿勢がみられるか。	5
<b>2 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。</b>	<b>20</b>
①施設の開館（利用）時間及び利用料金の設定は、利用者の利便性を考慮しているか。	5
②施設の効用を高めるため関係団体との連携について具体的に提案されているか。	5
③施設の設置目的に相応しい施設活性化のための創造事業が計画されているか。また、その収支計画の内容は実現性があるものか。	5
④施設の現状に対する認識が正しくされ、かつ、将来展望に期待が持てるものとなっているか。	5
<b>3 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。</b>	<b>50</b>
①現在のサービス水準を確保しているものであり、かつ、さらに向上が図れるものであるか。	10
②管理経費の効率化について、実現性のある方法により創意工夫がなされているか。	10
③収支計画は適正なものか。	/
ア 過大な収入（利用者数増や他収入など）を見込むなど、無理又は無謀な収支計画となっていないか。	10
イ 事業計画実行のために必要な経費が全て計上されているか。	10
ウ 不当又は不適當に経費を抑えていないか。	10
<b>4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあるか。</b>	<b>50</b>
〔人的能力〕	/
①組織体制が効率的かつ適切なものであり、責任体制が明確にされているか。	5
②人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか。また、労働条件は適切か。	5
③事業実行のために必要な有資格者（経験者）が確保されているか。	5
④防犯、防災、衛生管理及び感染症などへの対応について十分検討され、確保されているか。	5
⑤緊急時における連絡系統が明確にされているか。	5
⑥個人情報保護や利用者への接遇などの職員研修計画が適切なものとなっているか。また、法令遵守についての考え方や実施体制は適切か。	5
〔物的能力〕	/
①安定した運営ができる財務状況であるか。	5
②必要な機材等は確保されているか。	5
③類似施設の管理実績があるか。	5
④一部業務を再委託する場合、委託の内容は適切か。	5
<b>5 地域貢献に積極的に取り組む姿勢が見られるか。</b>	<b>30</b>
①地域住民を積極的に雇用する姿勢が見られるか。	10
②従業員の労働条件に対する考え方は適切か。	5
③地域貢献活動に取り組む姿勢が見られるか。	5
④本店、支店及びその他事業所等の設置状況	5
⑤地域経済との連携に配慮しているか	5
合 計	180点満点

注) 施設の性格等によって、評価項目及び配点の一部を変更する場合がある。

## 安曇野市指定管理者選定評価項目・配点表（非公募施設）

[標準]

項 目	配 点
<b>1 公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであるか。</b>	<b>30</b>
①管理運営を行うにあたっての基本方針が、施設の設置目的に適合しているか。	5
②指定管理者の指定を申請した理由に意欲や熱意、責任が感じられるか。	5
③利用者等の要望把握と実現策が練られているか。	5
④利用者の利用上におけるトラブルの未然防止と対処方法が十分検討されているか。	5
⑤個人情報保護の対策は適正か。	5
⑥情報公開を積極的に行う姿勢がみられるか。	5
<b>2 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。</b>	<b>20</b>
①施設の開館（利用）時間及び利用料金の設定は、利用者の利便性を考慮しているか。	5
②施設の効用を高めるための地域との連携や他団体との連携について具体的に提案されているか。	5
③施設の設置目的に相応しい施設活性化のための創造事業が計画されているか。また、その収支計画の内容は実現性があるものか。	5
④施設の現状に対する認識が正しくされ、かつ、将来展望に期待が持てるものとなっているか。	5
<b>3 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。</b>	<b>50</b>
①現在のサービス水準を確保しているものであり、かつ、さらに向上が図れるものであるか。	10
②管理経費の効率化について、実現性のある方法により創意工夫がなされているか。	10
③収支計画は適正なものか。	/
ア 過大な収入（利用者数増や他収入など）を見込むなど、無理又は無謀な収支計画となっていないか。	10
イ 事業計画実行のために必要な経費が全て計上されているか。	10
ウ 不当又は不適當に経費を抑えていないか。	10
<b>4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあるか。</b>	<b>50</b>
【人的能力】	/
①組織体制が効率的かつ適切なものであり、責任体制が明確にされているか。	5
②人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか。また、労働条件は適切か。	5
③事業実行のために必要な有資格者（経験者）が確保されているか。	5
④防犯、防災、衛生管理及び感染症などへの対応について十分検討され、確保されているか。	5
⑤緊急時における連絡系統が明確にされているか。	5
⑥個人情報保護や利用者への接遇などの職員研修計画が適切なものとなっているか。また、法令遵守についての考え方や実施体制は適切か。	5
【物的能力】	/
①安定した運営ができる財務状況であるか。	5
②必要な機材等は確保されているか。	5
③類似施設の管理実績があるか。	5
④一部業務を再委託する場合、委託の内容は適切か。	5
合 計	<b>150点満点</b>

注1) 施設の性格等によって、評価項目及び配点の一部を変更する場合がある。

注2) 非公募施設であっても、市外の事業者等を予定する場合は、公募施設の評価項目により評価する。